

「北海道空知総合振興局庁舎ロビー及び駐車場一般開放事業」実施要領

第1 目的

北海道空知総合振興局庁舎1階ロビー及び駐車場の有効活用により住民サービスの向上を図るため、一般開放を行う。

第2 一般開放場所

北海道空知総合振興局庁舎1階ロビー及び駐車場

第3 対象者

一般道民及び団体

第4 使用条件

- 1 使用目的、場所、日時及び期間は次のとおりとする。ただし、使用目的を考慮の上、北海道空知総合振興局長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 庁舎1階ロビー

ア 使用目的

各種情報発信や文化活動等の展示会の場等として使用するものであること。

イ 場所

庁舎1階ロビー（別紙位置図の範囲内）

ウ 日時

開庁日の午前8時45分から午後5時30分までとする。

なお、使用期間が複数日に渡る場合は、庁舎管理に支障のない限り期間内における設置物等の現状維持を認める。

エ 期間

原則、最長5日間とする。

(2) 駐車場

ア 使用目的

まなみーる（岩見沢市民会館及び文化センター）で開催されるイベント等に自動車で来場する方が当該施設の駐車場を使用する際、一時的に駐車スペースが不足する場合において、臨時的に使用するものであること。

イ 場所

庁舎駐車場（別紙位置図の範囲内）

ウ 日時

(ア)開庁日は、午後5時30分から午後9時までとする。

(イ)閉庁日は、午前9時から午後9時までとする。

エ 期間

原則、当日限りとする。

- 2 使用に当たっての各種経費は自己負担とし、施設の使用は無償とする。
- 3 使用に当たっては、「北海道庁舎等管理規則」（昭和41年7月23日規則第86号。以下「規則」という。）の規定に従うこと。

また、次に掲げる事項に該当する場合は、使用を認めない。

- (1)道の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあること
- (2)庁舎等の管理上支障を生じるおそれがあること
- (3)公序良俗に反し、社会通念上不相当であること
- (4)特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること
- (5)その他本事業の目的にそぐわないと認められるもの

第5 使用許可の申請

1 本実施要領に基づき、庁舎1階ロビー又は駐車場を使用しようとする者は、規則第14条による「許可申請書」に必要事項を記載の上、企画書（任意様式）及び団体にあつては、その団体の性格及び内容を明らかにする書類（定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等）を添えて、北海道空知総合振興局地域政策部総務課総務係に使用の申込みをするものとする。

なお、過去に当該使用許可の申請を行っている団体であつて、その使用を許可されている場合は、団体から提出済みの書類を確認の上、その内容に特段の変更がない場合においては、「許可申請書」に添付すべき書類の提出は省略させることができる。

2 北海道空知総合振興局長は、庁舎1階ロビー又は駐車場を使用しようとする者から使用の申込みがあつたときは、規則第15条及び本実施要領第4の3に基づき使用の許可又は不許可を決定し、許可を与えたときは、規則第16条による許可証を交付するものとする。

3 使用の申込みは、原則、使用日の3か月前から10日前までの期間に行うものとする。

第6 備品の使用

庁舎ロビーを使用する際、北海道の備品を使用する場合は、申請により貸出を行う。

第7 その他

1 会場設営及び撤去については、許可された時間内に行うこと。

2 使用条件に違反した場合は、使用許可を取り消すものとする。

3 展示物及び駐車場の管理は、使用者自らが行うものとし、北海道空知総合振興局はその責を一切負わない。

4 使用者の責により北海道の庁舎、器物等を汚損し、又は破損した場合は、使用者が速やかに修理等を行うこと。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。